

部長各位

市長

平成25年度予算編成の基本方針について

1. 国の動向と地方財政

我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続したことから、国及び地方の長期債務残高が**940兆円**、対GDP比で**196%**（平成24年度末見込み）に達するなど、他の先進諸国と比較しても状況は大きく悪化しており、この状況を放置すれば、財政政策は更に自由度を失って硬直化するだけでなく、財政の持続可能性に疑念が生じ、経済や国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしかねない状況となっている。

財政により支えられている我が国の社会保障についても、本来は、国民が安心して生活できる社会基盤となるべきところ、その持続可能性に疑念が生じ始めた結果、将来への不安から消費を委縮させる可能性が生じるまでに至っている。

このため、我が国財政の持続可能性の確立に向け、市場の信認を確保するためにも、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に定められた財政健全化目標で平成27年度までに基礎的財政収支の赤字の対GDP比を平成22年度の水準から半減の目標達成に向けた取組を着実に進めて行く必要がある。具体的には、社会保障・税一体改革関連法が成立したことを踏まえ、同改革の着実な実施により、「社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すとともに、「日本再生戦略」を十分に踏まえつつ、歳出改革についても更なる取組を継続することとしている。

一方地方財政については、地域主権改革に沿った地方財政の健全化のため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表等を着実に実施するとともに、第三セクター等公立病院、地方公

会計等の改革を進め、財政健全化を促進するとしているところである。

2. 本市の財政

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成23年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断指標の4指標は一部悪化しているが、早期健全化団体や財政再生団体となる基準数値に至っていない。

しかしながら、今後の見通しとしては普通交付税の合併算定替が平成28年度から平成32年度の間一本算定に移行するにあたり、普通交付税が徐々に減少していくことと、合併特例債の発行可能残高が少なくなっていることを考慮すると、さらに厳しい財政状況となると予想される。

このような状況のなかで、歳出面においても、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大、団塊世代の職員の大量退職に伴う退職手当の増加、庁舎など公共施設の耐震化や大規模改修、公共施設の長寿命化、幼保一元化の推進などの重要施策を推進していく必要がある。

以上のことから、財源枠配分方式の継続や行政改革推進計画の確実な実施に加え、事務事業評価を参考にしながら、今後もより一層健全財政を堅持していくと同時に、市民と行政が互いに持つ資源を出し合いながら共にまちづくりを進める「協働」の手法を活用し、『市民が安心して暮らせる橋本市』『活力ある橋本市』『緑潤う橋本市』を引き続き推進していくこととする。

したがって、平成25年度の予算編成にあたっては、本市における事務事業をより一層精査・研究した中で、職員自らが「創意と工夫」、「コスト意識」をもって山積する市政の諸課題に継続的に取り組まれるよう通知する。

平成24年11月12日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

平成25年度予算編成要領

本市の財政状況は、平成23年度決算においても国の経済対策による予算措置等もあり、財政調整基金を取り崩さずとも黒字を確保することができましたが、今後、歳入では普通交付税の減少、事業の財源としての有利な合併特例債の発行可能残高の減少、さらに歳出では、扶助費、起債の償還額の増加により、一層厳しい財政状況となると考えられます。

このことから、平成20年度の予算編成から取り組み、職員のご理解とご協力により着実に成果を上げてきた「財源枠配分方式」を今後も引き続き実施してまいります。

したがって、各部署においては、別紙配分額表により配分された額の範囲内で、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫をしたうえで予算要求書を作成していただくこととなります。

今回の配分額は、平成24年度当初予算時の経常的経費にかかる一般財源総額の95%を上限額とします。

また、今年度の平成23年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断比率は、普通会計の赤字の状況を示す「実質赤字比率」及び特別会計・企業会計も含めた全会計の赤字の状況を示す「連結実質赤字比率」とも、平成22年度と同様に黒字となり、連結ベースでの地方債元利償還金が財政に及ぼす負担を表す指標の「実質公債費比率」は改善されたものの、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」では、悪化しています。今後も本市が取り組まなければならない諸事業を考慮すれば、これらの比率も序々に上昇すると予想されます。

さらに、平成24年度における財政シミュレーションでは取り崩し可能な基金を充当しても、平成29年度以降で大幅な財源不足が見込まれるため、本市の予算を自分の家計と考えて、なお一層の経費削減にご努力・ご協力をお願いするとともに、平成25年度予算編成にあたっては下記基本的事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いいたします。

1. 基本的事項

- (1) 平成25年度当初予算は、1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算に注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 経常的経費にかかる一般財源必要額は、配分額の枠内で対応すること。
なお、配分額は1年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。
枠配分は、各部に対して配分したものであり、不足額が生じた場合は部内間で調整を図ること。
特殊要因があるものについては、その根拠や額を明らかにすること。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。
- (6) 行政評価結果を確認し、その評価に基づき予算を要求すること。
- (7) 政策的事業については、政策調整会議で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (8) 新規事業については必要性和緊急性を厳しく見極めるとともに「スクラップ・アンド・ビルド」により関連する事業を徹底して見直し、財源を捻出すること。また、サンセット方式による事業終了年度の設定を行い、経費削減の効果額を明確に記載したうえで要求を行うこと。
職員数が減少していく中で、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新

規事業につき、一つの事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務
量とすること、

- (9) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定することとする。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

- (10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

- (11) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。

なお、今後大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。

- (12) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担したり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

- (13) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。

特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

- (14) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成25年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

- (15) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。